

<p>甲府しんきん でんさいサービス利用規定</p> <p>平成25年2月 現在</p> <p>甲府信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。</p> <p>なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程等（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。</p> <p>第1条（利用の申込み）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。 2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。 <p>一 債務者利用限定特約 利用申込者またはお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。</p> <p>二 保証利用限定特約 利用申込者またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人にあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることができます。</p> <p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。</p</p>
